

修正案	現行	備考
<p data-bbox="421 392 707 643">石川県地域防災計画 震災対策編 (平成 23 年修正) (案)</p>	<p data-bbox="1384 392 1671 584">石川県地域防災計画 震災対策編 (平成 22 年修正)</p>	

修正案	現行	備考												
<p align="center">第1章 総則</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p align="center">第1章 総則</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 363 349 427">機関名</th> <th data-bbox="349 363 1016 427">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 427 349 778">北陸農政局</td> <td data-bbox="349 427 1016 778"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・ 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・ 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・ 災害金融についての指導に関すること。 ・ 災害時における<u>応急用食料の調達・供給</u>に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 778 349 1417">北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所) (金沢港湾・空港整備事務所)</td> <td data-bbox="349 778 1016 1417"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 ・ 手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 ・ 手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。 ・ 手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。 ・ 手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 ・ 手取川直轄区域内の砂防工事に関すること。 ・ 松任、美川、根上、小松直轄区域内の海岸工事に関すること。 ・ <u>松任、美川、根上、小松直轄区域内の水防警報に関すること。</u> ・ 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 ・ 港湾、空港等に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 ・ 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 ・ 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 ・ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	北陸農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・ 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・ 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・ 災害金融についての指導に関すること。 ・ 災害時における<u>応急用食料の調達・供給</u>に関すること。 	北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所) (金沢港湾・空港整備事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 ・ 手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 ・ 手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。 ・ 手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。 ・ 手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 ・ 手取川直轄区域内の砂防工事に関すること。 ・ 松任、美川、根上、小松直轄区域内の海岸工事に関すること。 ・ <u>松任、美川、根上、小松直轄区域内の水防警報に関すること。</u> ・ 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 ・ 港湾、空港等に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 ・ 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 ・ 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 ・ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 363 1312 427">機関名</th> <th data-bbox="1312 363 1980 427">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 427 1312 778">北陸農政局</td> <td data-bbox="1312 427 1980 778"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・ 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・ 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・ 災害金融についての指導に関すること。 ・ 災害時における<u>応急食糧の緊急引渡し</u>に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 778 1312 1417">北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所) (金沢港湾・空港整備事務所)</td> <td data-bbox="1312 778 1980 1417"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 ・ 手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 ・ 手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。 ・ 手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。 ・ 手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 ・ 手取川直轄区域内の砂防工事に関すること。 ・ 松任、美川、根上、小松直轄区域内の海岸工事に関すること。 ・ 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 ・ 港湾、空港等に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 ・ 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 ・ 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 ・ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	北陸農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・ 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・ 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・ 災害金融についての指導に関すること。 ・ 災害時における<u>応急食糧の緊急引渡し</u>に関すること。 	北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所) (金沢港湾・空港整備事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 ・ 手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 ・ 手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。 ・ 手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。 ・ 手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 ・ 手取川直轄区域内の砂防工事に関すること。 ・ 松任、美川、根上、小松直轄区域内の海岸工事に関すること。 ・ 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 ・ 港湾、空港等に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 ・ 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 ・ 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 ・ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱													
北陸農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・ 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・ 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・ 災害金融についての指導に関すること。 ・ 災害時における<u>応急用食料の調達・供給</u>に関すること。 													
北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所) (金沢港湾・空港整備事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 ・ 手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 ・ 手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。 ・ 手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。 ・ 手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 ・ 手取川直轄区域内の砂防工事に関すること。 ・ 松任、美川、根上、小松直轄区域内の海岸工事に関すること。 ・ <u>松任、美川、根上、小松直轄区域内の水防警報に関すること。</u> ・ 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 ・ 港湾、空港等に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 ・ 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 ・ 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 ・ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 													
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱													
北陸農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・ 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・ 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・ 災害金融についての指導に関すること。 ・ 災害時における<u>応急食糧の緊急引渡し</u>に関すること。 													
北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所) (金沢港湾・空港整備事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 ・ 手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 ・ 手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。 ・ 手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。 ・ 手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 ・ 手取川直轄区域内の砂防工事に関すること。 ・ 松任、美川、根上、小松直轄区域内の海岸工事に関すること。 ・ 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 ・ 港湾、空港等に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 ・ 国が行う海洋汚染の防除に関すること。 ・ 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 ・ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。 													

修正案	現行	備考
<p>第4節～第8節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 震災予防計画</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 防災訓練の充実 1 (略) 2 防災訓練計画 県、市町及び防災関係機関等は、地震・津波災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。 <u>なお、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</u> (1)～(2) (略)</p> <p>第6節 防災体制の整備 1 (略) 2 県の活動体制 (1)～(7) (略) (8) <u>事業継続計画(BCP)の策定支援</u> <u>県は、事業所等の事業継続計画(BCP)策定を支援するため、情報提供等に努める。</u> 3～4 (略)</p> <p>第7節～第9節 (略)</p> <p>第10節 水害予防 1 基本方針 地震発生に伴う河川、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、次の措置を講ずるほか、石川県水防計画の定めに基づいて所要の警戒措置をとる。</p>	<p>第4節～第8節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 震災予防計画</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 防災訓練の充実 1 (略) 2 防災訓練計画 県、市町及び防災関係機関等は、地震・津波災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第6節 防災体制の整備 1 (略) 2 県の活動体制 (1)～(7) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第7節～第9節 (略)</p> <p>第10節 水害予防 1 基本方針 地震発生に伴う河川、ため池等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、次の措置を講ずるほか、石川県水防計画の定めに基づいて所要の警戒措置をとる。</p>	

修正案	現行	備考
<p>2 水防計画に基づく危険区域の監視 水防管理者は、異常降雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川（手取川、梯川、前川、八丁川、鍋谷川、大聖寺川、新堀川、動橋川、犀川、安原川、伏見川、高橋川、大野川、浅野川、河北湯、金腐川、森下川、津幡川、宇ノ気川、羽咋川、子浦川、米町川、御祓川、二宮川、熊木川、八ヶ川、河原田川、町野川、小又川及び若山川）及び指定海岸（加越沿岸及び能登内浦沿岸）に水防警報が発せられたときは、石川県水防計画の定めるところにより危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員又は消防団員を配置する。 この団員の配置等危険区域の監視体制については、市町地域防災計画等にあらかじめ定めておく。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>6 水防資機材の点検配備 (1) （略） (2) 水防管理者は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、異常降雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、堤防監視の結果や出水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材の配備を行う。 また、水防管理者は、使用後直ちに不足分を補充する。</p> <p>7 水防作業人員の確保 水防管理者は、異常降雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸について水防警報が発せられたときは、石川県水防計画に定めるところにより水防作業上必要な人員を確保する。</p> <p>8 （略）</p> <p>9 避難準備措置の確立 (1) 避難準備措置 市町長は、異常降雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等によって直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。 (2)～(4) （略）</p> <p>10 （略）</p> <p>第11節～第20節 （略）</p>	<p>2 水防計画に基づく危険区域の監視 水防管理者は、異常降雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、又は石川県水防計画に定める指定河川（手取川、梯川、前川、八丁川、鍋谷川、大聖寺川、新堀川、動橋川、犀川、安原川、伏見川、高橋川、大野川、浅野川、河北湯、金腐川、森下川、津幡川、宇ノ気川、羽咋川、子浦川、米町川、御祓川、二宮川、熊木川、八ヶ川、河原田川、町野川、小又川及び若山川）に水防警報が発せられたときは、石川県水防計画の定めるところにより危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員又は消防団員を配置する。 この団員の配置等危険区域の監視体制については、市町地域防災計画等にあらかじめ定めておく。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>6 水防資機材の点検配備 (1) （略） (2) 水防管理者は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、異常降雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、又は石川県水防計画に定める指定河川に水防警報が発せられたときは、堤防監視の結果や出水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材の配備を行う。 また、水防管理者は、使用後直ちに不足分を補充する。</p> <p>7 水防作業人員の確保 水防管理者は、異常降雨に伴って河川の水位が上昇したとき、又は石川県水防計画に定める指定河川について水防警報が発せられたときは、石川県水防計画に定めるところにより水防作業上必要な人員を確保する。</p> <p>8 （略）</p> <p>9 避難準備措置の確立 (1) 避難準備措置 市町長は、異常降雨に伴って河川の水位が上昇したとき、又は石川県水防計画に定める指定河川に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等によって直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。 (2)～(4) （略）</p> <p>10 （略）</p> <p>第11節～第20節 （略）</p>	

修正案	現行	備考																																																
<p style="text-align: center;">第3章 震災応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立 1～8 (略) 9 応援体制 (1) 知事の応援要請 (参考) 指定行政機関等との応援に関する協定等は、次のとおりである。 ①～③ (略) ④ (削除)</p> <p>イ～ウ (略) (2)～(5) (略) (6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 ア～ク (略) ケ <u>災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定</u> (「第18節 避難誘導」参照)</p> <table border="1" data-bbox="147 890 1003 1281"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (株)サカキサンクス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6220-9108</td> <td>03-6220-9051</td> </tr> <tr> <td>(株)セブンスイールン・ジヤパン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-6238-3734</td> <td>03-6238-3491</td> </tr> <tr> <td>(株)テイヤマガキ</td> <td>H22.9.2</td> <td>047-323-0001</td> <td>047-324-0083</td> </tr> <tr> <td>(株)ファミリーマート</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-3989-7765</td> <td>03-3981-1254</td> </tr> <tr> <td>(株)ポプラ</td> <td>H22.9.2</td> <td>044-280-2800</td> <td>044-280-1936</td> </tr> <tr> <td>(株)ローソン</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5435-1594</td> <td>03-5759-6944</td> </tr> <tr> <td>(株)壹番屋</td> <td>H22.9.2</td> <td>042-735-5331</td> <td>042-735-5565</td> </tr> <tr> <td>(株)モスフードサービス</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-5487-7344</td> <td>03-5487-7340</td> </tr> <tr> <td>(株)吉野屋</td> <td>H22.9.2</td> <td>03-4332-9712</td> <td>03-5269-5090</td> </tr> </tbody> </table> <p>コ～サ (略)</p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (株)サカキサンクス	H22.9.2	03-6220-9108	03-6220-9051	(株)セブンスイールン・ジヤパン	H22.9.2	03-6238-3734	03-6238-3491	(株)テイヤマガキ	H22.9.2	047-323-0001	047-324-0083	(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-3989-7765	03-3981-1254	(株)ポプラ	H22.9.2	044-280-2800	044-280-1936	(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944	(株)壹番屋	H22.9.2	042-735-5331	042-735-5565	(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5487-7344	03-5487-7340	(株)吉野屋	H22.9.2	03-4332-9712	03-5269-5090	<p style="text-align: center;">第3章 震災応急対策計画</p> <p>第1節 初動体制の確立 1～8 (略) 9 応援体制 (1) 知事の応援要請 (参考) 指定行政機関等との応援に関する協定等は、次のとおりである。 ①～③ (略) ④ <u>緊急食糧の確保に関する協定</u> (「第22節 食料の供給」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1124 512 1917 628"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 北陸農政局</td> <td>H18.8.18</td> <td>076-241-3151</td> <td>076-244-2465</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ウ (略) (2)～(5) (略) (6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 ア～ク (略)</p> <p>ケ～コ (略)</p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 北陸農政局	H18.8.18	076-241-3151	076-244-2465	
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																															
石川県 (株)サカキサンクス	H22.9.2	03-6220-9108	03-6220-9051																																															
(株)セブンスイールン・ジヤパン	H22.9.2	03-6238-3734	03-6238-3491																																															
(株)テイヤマガキ	H22.9.2	047-323-0001	047-324-0083																																															
(株)ファミリーマート	H22.9.2	03-3989-7765	03-3981-1254																																															
(株)ポプラ	H22.9.2	044-280-2800	044-280-1936																																															
(株)ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944																																															
(株)壹番屋	H22.9.2	042-735-5331	042-735-5565																																															
(株)モスフードサービス	H22.9.2	03-5487-7344	03-5487-7340																																															
(株)吉野屋	H22.9.2	03-4332-9712	03-5269-5090																																															
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																															
石川県 北陸農政局	H18.8.18	076-241-3151	076-244-2465																																															

修正案	現行	備考																																																
<p>シ <u>地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定</u> <u>(「第24節 防疫、保健衛生活動、健康管理活動」参照)</u></p> <table border="1" data-bbox="147 284 1003 360"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (社)石川県ビルメンテナンス協会</td> <td>H22. 7. 20</td> <td>076-214-6205</td> <td>076-214-6206</td> </tr> </tbody> </table> <p>ス～セ (略) (7)～(9) (略) 10 (略)</p> <p>第2節～第17節 (略)</p> <p>第18節 避難誘導 1～8 (略)</p> <p>9 帰宅困難者対策 <u>県及び市町は、大規模災害時により交通が途絶したときに、通勤、通学者や観光客の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請する。</u> <u>災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="147 769 1003 1158"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (株)サカキサンクス</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-6220-9108</td> <td>03-6220-9051</td> </tr> <tr> <td>(株)セブンイレブン・ジャパン</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-6238-3734</td> <td>03-6238-3491</td> </tr> <tr> <td>(株)デイリーヤマザキ</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>047-323-0001</td> <td>047-324-0083</td> </tr> <tr> <td>(株)ファミリーマート</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-3989-7765</td> <td>03-3981-1254</td> </tr> <tr> <td>(株)ホッパ</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>044-280-2800</td> <td>044-280-1936</td> </tr> <tr> <td>(株)ローソン</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-5435-1594</td> <td>03-5759-6944</td> </tr> <tr> <td>(株)壹番屋</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>042-735-5331</td> <td>042-735-5565</td> </tr> <tr> <td>(株)モスポートサービス</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-5487-7344</td> <td>03-5487-7340</td> </tr> <tr> <td>(株)吉野屋</td> <td>H22. 9. 2</td> <td>03-4332-9712</td> <td>03-5269-5090</td> </tr> </tbody> </table> <p>第19節 (略)</p> <p>第20節 食料の供給 1～2 (略)</p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (社)石川県ビルメンテナンス協会	H22. 7. 20	076-214-6205	076-214-6206	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (株)サカキサンクス	H22. 9. 2	03-6220-9108	03-6220-9051	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491	(株)デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083	(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254	(株)ホッパ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936	(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944	(株)壹番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565	(株)モスポートサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340	(株)吉野屋	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090	<p>サ～シ (略) (7)～(9) (略) 10 (略)</p> <p>第2節～第17節 (略)</p> <p>第18節 避難誘導 1～8 (略)</p> <p>第19節 (略)</p> <p>第20節 食料の供給 1～2 (略)</p>	
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																															
石川県 (社)石川県ビルメンテナンス協会	H22. 7. 20	076-214-6205	076-214-6206																																															
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																															
石川県 (株)サカキサンクス	H22. 9. 2	03-6220-9108	03-6220-9051																																															
(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491																																															
(株)デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083																																															
(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254																																															
(株)ホッパ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936																																															
(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944																																															
(株)壹番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565																																															
(株)モスポートサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340																																															
(株)吉野屋	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090																																															

修正案	現行	備考																
<p>3 応急用米穀の確保</p> <p>(1) 米穀の調達要請 <u>県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省に調達要請を行う。</u></p> <p>(2) 米穀販売事業者へ手持ち精米の売却要請 <u>農林水産省は、県及び市町から米穀の調達要請を受けたときは、米穀販売事業者に対して手持ち精米の県及び市町への売却を要請するほか、知事と協議の上、必要に応じて政府所有米穀を直接県及び市町に供給する。</u></p> <p>(3) (削除)</p> <p>(4) (削除)</p> <p>(5) (削除)</p> <p><u>災害等非常時における政府所有米穀の引渡要請の連絡先</u></p> <table border="1" data-bbox="152 916 1003 995"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課</td> <td>03-6744-2076</td> <td>03-6744-1076</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～6 (略)</p> <p>第21節～第23節 (略)</p> <p>第24節 防疫、保健衛生活動、健康管理活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県 ア～オ (略)</p>	連絡先	TEL	FAX	農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課	03-6744-2076	03-6744-1076	<p>3 応急用米穀等の確保</p> <p>(1) 米穀の数量等の通知 <u>知事は、災害時において炊出し等給食を行う必要があると認めるときは、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀の数量等を北陸農政局長に通知する。</u></p> <p>(2) 米穀販売事業者の精米手持の売渡し要請 <u>北陸農政局長は、(1)の通知を受けたときは、米穀販売事業者の精米手持状況等をしんしゃくし、米穀販売事業者に対して知事又は知事の指定する者に対する売渡しを要請するほか、知事と協議の上、必要に応じて政府米を直接知事又は知事の指定する者に売り渡す。</u></p> <p>(3) 災害救助用米穀の直接引渡し要請 <u>市町長は、災害救助法又は国民保護法が適用され、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けることができない場合には、災害救助法又は国民保護法適用期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀について、北陸農政局長又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して、直接引渡しを要請する。</u></p> <p>(4) 緊急引渡し <u>(3)により、緊急引渡しの要請を受けた保管業者は、別途農林水産省総合食料局長の定める「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領（平成18年6月15日付け18総食第294号）」に基づき、引渡しを行う。</u></p> <p>(5) 非常用乾パンの要請 <u>知事は、非常用乾パン必要と認めるときは、北陸農政局長へ要請する。緊急食糧の確保に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="1111 916 1966 995"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>北陸農政局</td> <td>H18.8.18</td> <td>076-241-3151</td> <td>076-244-2465</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～6 (略)</p> <p>第21節～第23節 (略)</p> <p>第24節 防疫、保健衛生活動、健康管理活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県 ア～オ (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	北陸農政局	H18.8.18	076-241-3151	076-244-2465	
連絡先	TEL	FAX																
農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課	03-6744-2076	03-6744-1076																
協定者		協定締結日	TEL	FAX														
石川県	北陸農政局	H18.8.18	076-241-3151	076-244-2465														

修 正 案	現 行	備 考								
<p>カ 県は、市町長から要請があったとき、又は必要と認めるときは、公共建築物の清掃・消毒等環境衛生の応急的措置について、次の協定により協力を要請する。</p> <p><u>地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="147 323 1005 400"> <thead> <tr> <th data-bbox="147 323 255 363">協 定 者</th> <th data-bbox="255 323 555 363">協定締結日</th> <th data-bbox="555 323 692 363">TEL</th> <th data-bbox="692 323 848 363">FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="147 363 255 400">石川県</td> <td data-bbox="255 363 555 400">(社)石川県ビルメンテナンス協会</td> <td data-bbox="555 363 692 400">H22.7.20</td> <td data-bbox="692 363 848 400">076-214-6205</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～7 (略)</p> <p>第25節～第31節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 (略)</p>	協 定 者	協定締結日	TEL	FAX	石川県	(社)石川県ビルメンテナンス協会	H22.7.20	076-214-6205	<p>3～7 (略)</p> <p>第25節～第31節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 (略)</p>	
協 定 者	協定締結日	TEL	FAX							
石川県	(社)石川県ビルメンテナンス協会	H22.7.20	076-214-6205							